上　下　水　道　局

入札後資格確認型一般競争入札
（電子入札）

入　札　説　明　書

令和８年９月24日改訂

名古屋市上下水道局

名古屋市上下水道局において実施する入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）については、個々の入札後資格確認型一般競争入札の入札公告（以下「入札公告」という。）で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　競争入札参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2)　施行令第167条の４第２項各号に該当する事実があった後３年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年３月11日制定）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3)　入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間にない者であること。

(4)　入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年１月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年1月31日制定）に基づく排除措置の期間がない者であること。

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、入札公告１(1)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(6)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、入札公告１(1)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(7)　入札公告において工事の施工実績を求める場合において、特定建設工事共同企業体で受注した場合の実績は、その工事における出資割合が20%以上であること。

(8)　経常建設共同企業体として入札に参加する場合の取扱いは以下による。

ア　経常建設共同企業体の各構成員は、入札公告の各資格要件（入札公告１(1)を除く。）を満たしていること。

イ　施工実績を求める場合は、当該経常建設共同企業体又はその代表構成員の実績とする。

ウ　資格要件で定める主任技術者又は監理技術者は、当該経常建設共同企業体の代表構成員において配置できること。

(9)　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等において入札に参加しようとする場合にあっては、その組合員が当該入札に同時に参加しようとしない者であること。

(10)　競争入札参加資格（入札公告で定めるものを含み、(3)及び(4)を除く。）の有無の判定は、開札日現在による。ただし、開札日以後、落札決定までの間にいずれかの資格要件を満たさなくなったときは、入札参加資格がない者とみなす。

2　質問

(1)　入札公告、入札説明書及び設計図書に対する質問は、名古屋市電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。ただし、ＩＣカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ない理由により電子調達システムの利用ができない者は、入札公告２(1)に示す部署に承諾を得た場合に限り、持参又はＦＡＸ等により質問を行うことができる。

(2)　電子調達システムにより質問に係る資料（様式自由）を添付するにあたっては、名古屋市上下水道局電子調達実施要綱（令和８年８月25日制定）５(2)、(3)及び(6)に準ずるものとする。

(3)　質問に係る資料には、企業及び個人等が特定される内容は記入しないこと。ファイルの文書情報（例：WordやExcelファイルのプロパティ）によって個人情報が特定されることがあるので、保存時に文書情報から個人情報を削除するなどの措置を講じた資料を添付するこ

と。

(4)　(1)により受け付けた質問は電子調達システムにて回答する。あわせて仕様の補足等が示されることがあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

なお、(1)ただし書きにより持参又はＦＡＸ等にて質問を受け付けた場合、質問者にはＦＡＸ等にて回答する。

3　入札の方法

(1)　入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　入札参加者は、入札書の提出期間に入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、電子調達システムにより提出しなければならない。

(3)　入札参加者に、ＩＣカードの名義人の変更、破損又はパソコン等のシステム障害などやむを得ない理由が生じた場合には、入札参加者の届出により、紙媒体の入札書による入札（以下「紙による入札」という。）を行うことができる。

(4)　電子調達システムにより提出した入札書又は紙による入札により提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(5)　入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書を設計図書に準拠した様式により作成し、電子調達システムを利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付して提出すること。ただし、積算内訳書のファイル容量が大きい為、電子調達システムにより添付できない場合は、紙媒体の積算内訳書を、入札公告２(1)に示す場所へ持参することにより提出すること。その際、工事名、開札の日時、入札参加者の商号又は名称を記載の上、封かんし、入札書受付締切日時までに提出すること。入札書受付締切日時までに提出がないものは、当該入札について無効とする。

(6)　提出された積算内訳書について、必要があると認められる場合には、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、必要に応じて指示をすることがある。この求めに応じず、又は指示に従わないときは、その入札を無効とすることがある。

4　開札

(1)　開札は、入札公告に示す開札の日時・場所で行う。

(2)　開札にあたっては、最低価格提示者を落札候補者とする。

(3)　落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上あるときは、電子調達システムにより電子くじを行い、第１順位の者を落札候補者とする。

(4)　(2)及び(3)の規定にかかわらず、入札公告において最低制限価格を設定するとした場合にあっては、最低価格提示者であってもその入札価格が名古屋市上下水道局最低制限価格取扱要領（平成21年２月27日制定）第２条で定める最低制限価格に満たない金額の場合、落札候補者とはならない。

5　入札の無効

入札公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び名古屋市上下水道局競争入札参加者手引（平成18年３月31日制定）において示した条件等入札の条件に違反した入札は無効とする。

6　競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1)　落札候補者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、入札公告に示す競争入札参加資格確認申請書（様式第１）、添付資料（様式第２、第３）及び資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出すること。

(2)　競争入札参加資格確認申請書及び添付資料は、下記に従い作成すること。

ア　工事の施工実績等（様式第２）

入札公告１(3)で定める資格があることを判断できる工事の施工実績を記載すること。

なお、工事成績評定の欄における点数の記載については、記載する工事内容が名古屋市

上下水道局発注工事であり、成績評定の対象工事である場合には必須とする。

イ　工事成績評定点の平均・経営事項審査（様式第３）

入札公告１(5)⑤で掲げる者でないことを判断できる、入札対象工事と同一の申請業種の工事件数の合計及びそれらの工事成績評定点の平均（小数点第二位以下を切り捨て、小数点第一位までの数値）を記載すること。また、本入札案件が建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項に規定する建設工事である場合は、入札公告の入札参加資格に示す申請業種に対応する建設業の経営事項審査について、当該審査の審査基準日、建設工事の種類及びその総合評定値（Ｐ）を記載すること。

ウ　提出書類は日本産業規格Ａ４判（以下「Ａ４判」という。）で作成し、様式第１から第３の順に並べたものを１部提出すること。（電子調達システムによる提出が困難で持参により提出する場合は、ホチキスとじ又は紐で綴ったものを提出すること）

(3)　資格確認資料を下記に従い作成すること。

ア　表紙（「資格確認資料」と明記し、工事名及び申請者名を記したもの）

イ　施工実績の確認資料

施工実績とする工事がコリンズ(工事実績情報システム)の登録対象工事である場合は、コリンズの登録内容確認書（登録内容確認書の内容だけでは施工実績として求める構造、規模、機器仕様等が確認できない場合は、登録内容確認書に加えて、施工実績として求める構造、規模、機器仕様等が確認できる資料を添付すること。）とし、当該工事がコリンズの登録対象工事でない場合は、契約書・特記仕様書・図面・完了確認通知書の写しなど工事の施工実績の内容を確認できる資料とする。

ウ　経営事項審査について記載をした場合は、経営事項審査通知書等の写し

エ　事業所所在地の確認資料

入札公告において事業所の所在地を求めている場合で、その要件を満たす事業所が入札公告で定める名古屋市競争入札参加資格の認定の対象年度における競争入札参加資格登録がなされている事業所と異なる時は、入札公告に記載された要件を満たすことを証明する資料（建設業法に基づいて許可権者に対して提出する「営業所一覧」の写し等）を添付すること。

オ　営業所技術者又は特定営業所技術者を確認できる資料の写し(競争入札参加資格に配置予定技術者の要件を求めている場合)

カ　入札公告１(4)に要件の記載がある場合は、その内容が確認できる書類等。

キ　資格確認資料はＡ４判で作成し、上記アからカの順に並べ、１部提出すること。（電子調達システムによる提出が困難で持参により提出する場合は、ホチキスとじ又は紐で綴ったものを提出すること）

(4)　提出先は入札公告による。

(5)　提出期限は入札公告による。

なお、入札公告において低入札価格調査の対象とするとした場合で、落札候補者の入札価格がその対象となった場合においても、申請書等の提出期限は上記のとおりとする。

(6)　落札候補者が前項の規定による提出期限内に申請書等を提出しないとき、落札候補者が入札参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書等に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(7)　提出にあたっての注意事項

ア　競争入札参加資格の確認の結果、当該入札者に資格がないと認められた場合は、次順位の者を落札候補者とし、(1)と同様の手続により、資格の確認を行うものとする。

イ　申請書等の提出は、落札候補者決定通知日の翌日から起算して原則として２日（名古屋市の休日を定める条例（平成３年名古屋市条例第36号）第２条第１項に定める休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に行わなくてはならない。

ウ　申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

エ　提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。

オ　提出期限を過ぎた後の申請書等の訂正又は差し替えは、当局が指示する場合を除き認めない。

カ　申請書等の作成にあたり、虚偽の記載をする等、契約の相手方として不適当であると認

めた場合は、指名停止を行うことがある。

キ　申請書等の作成に関して不明な点があれば、事前に入札公告に示す提出先に問い合わせること。

7　誓約書の提出

落札候補者となった者は、様式第４に示す誓約書を資格確認資料の提出に併せて提出すること。誓約書の提出がない場合、契約を締結しないものとする。

8　落札者の決定

(1)　落札候補者は、６(1)により提出された申請書等の審査の結果、資格があると認められた場合は、落札者として決定される。

(2)　落札者の決定は、電子調達システムにより、落札者の商号又は名称を記載した通知が入札参加者全員（共同企業体は、代表構成員のみ）に通知される。

(3)　入札公告において低入札価格調査の対象とするとした場合にあっては、その入札価格が名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱（平成12年４月１日制定）第２条で定める調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者であっても、落札者とならないことがある。

9　競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等

(1)　６(1)により提出された申請書等の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。

(2)　(1)の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して２日（休日を含まない。）以内に、無資格理由について、書面により説明を求めることができる。書面の様式は自由とする。

(3)　(2)の請求に対する回答は書面により行う。

(4)　(2)の書面の提出先

入札公告に示す契約担当部署

１０　再苦情の申立て等

(1)　入札参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある場合は、無資格理由の説明に係る書面を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に名古屋市上下水道局長に対して、所定の再苦情申立書を提出することにより、再苦情の申立てをすることができる。

(2)　再苦情申立書の配布及び提出先

入札公告に示す契約担当部署

(3)　再苦情の申立てについては、名古屋市入札監視等委員会が審議を行う。

１１　契約書の作成

落札者は、落札決定の通知を受けた時から遅滞なく契約書に記名押印又は電子署名を行うものとする。また、契約書の作成に係る費用はすべて落札者の負担とする。

１２　契約保証金

(1)　納付

落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数金額は切上げとする。）以上の契約保証金を納付しなければならない。

(2)　納付の免除

次に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

ア　落札者が保険会社との間に名古屋市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　予定価格が500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）未満で落札者が過去の実績その他の状況から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ　その他契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(3)　契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができる。

(4)　契約保証金は、契約内容に従った履行を終わった後に還付する。

(5)　契約保証金には、利子を付さない。

１３　その他

(1)　入札参加者は、名古屋市上下水道局電子調達実施要綱及び名古屋市上下水道局競争入札参加者手引を遵守すること。

(2)　談合情報が寄せられた場合及びその他の事情等によっては、入札又は開札の執行を延期又は中止することがある。この場合においても、購入した設計図書の代金は返却しない。

(3)　配置技術者等

ア　当該建設工事業に係る建設業法上の主任技術者又は監理技術者をこの工事に配置すること。

イ　主任技術者又は監理技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に３月以上の雇用関係）にある者とする。

ウ　電気・機械工事における配置技術者の専任を求める期間は、工事現場稼動期間とする。

エ　この工事が配置技術者の専任を要する場合又は当局が配置技術者の専任を求める場合、配置技術者は原則、営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務した者であってはならない。

オ　現場代理人は、入札参加者（受注者）と直接的な雇用関係にある者とする。

(4)　入札公告及び入札説明書における用語は、特に記述のない限り、別紙「用語の解説」による。

(5)　配水管内クリーニング工事の技術者要件において、当局による技術確認を行う場合、必要な資機材は、落札候補者にて準備するものとする。

(6)　公告期間中は、「本入札についての追加のお知らせ」が名古屋市電子調達システムポータルサイト（調達情報サービス）に掲載されることがあるので、随時確認すること。

電子調達システムポータルサイトのアドレス

https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/DENCHO/PTJ/PTJ0020_0010/

様式第１

競争入札参加資格確認申請書

年　　月　　日

（あて先）名古屋市上下水道局長

所　　在　　地
商号又は名称
代表者役職･氏名

年　月　日付けで公告のありました　　工事に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと、この工事に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　添付書類
（１）工事の施工実績（様式第２）
（２）工事成績評定点の平均・経営事項審査（様式第３）

２　連絡先
担当者名
電話番号
Ｅメール

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事内容	工　事　名 (コリンズ登録番号)	
	発注機関名	
	施設区分	
	施工場所	
	契約金額	
	工　期	
	受注形態	
	工事成績評定	点
工事諸元		

様式第３

工事成績評定点の平均・経営事項審査

工事成績評定点の平均

申　請　業　種	□水道工事　□配水管布設工事 □下水道工事　□建築工事 □電気工事　□計装設備工事 □管工事　□機械設備工事 □水・汚泥処理設備工事 □その他（　　工事）
過去２年間の工事件数 及び工事成績評定点の平均	□なし又は１件
	□２件以上 □65 点以上 □65 点未満

注（１）過去２年間（入札公告に示す期間）に完成、引渡しがなされた当局発注工事の合計件数（単価契約については工期を通じて１件とします。）について、「なし又は１件」「２件以上」のいずれかにチェックをしてください。「２件以上」の場合はそれらの工事の成績評定点の平均（小数点第二位以下を切り捨て、小数点第一位までの数値が 65 点以上又は 65 点未満）のいずれかにチェックしてください。

（２）対象となる工事は、入札対象の工事と同一の申請業種の工事です。

経営事項審査

経営事項審査	審査基準日	年　　月　　日
	建設工事の種類	□土木一式　□建築一式 □電気　□管 □機械器具設置　□水道施設 □その他（　　）
	総合評定値（Ｐ）	

注（１）入札公告の競争入札参加資格に示す申請業種に対応する建設業の経営事項審査について、当該審査の審査基準日及びその総合評定値（Ｐ）を記載し、該当する建設工事の種類にチェックしてください。

様式第４

年　月　日

名古屋市上下水道局長 様

住　　所

商号又は名称
代表者役職･氏名

誓　約　書

工事件名：　　工事

１　本工事の履行にあたり、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置につきましては、建設業法等、名古屋市上下水道局工事請負契約約款及び貴局の定めた条件を遵守します。

２　前項で定める技術者及び現場代理人を適切に配置できなかった場合、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第 42 条（単価契約工事の場合は第 21 条）に基づき契約解除となっても異議はありません。

以上、誓約します。

参考様式

機 械 保 有 ・ 調 達 調 書

（競争入札参加資格において機械保有の要件を求める場合に使用）

本件工事で 施工する工法名				
	機 械 器 具 名	型 式 等	能 力 等	台　数
保有機械				
調達機械				
	証　明　書　等			

（注）１　自社で機械を所有していないものについては、証明書欄に証明年月日、借入先名を記入してください。

２　機械器具の型式、能力等の資料を添付してください。

用語の解説

入札公告文及び入札説明書（以下、「入札公告」という。）における用語は、特に記述のある場合を除き次のとおりとします。

１．『国又は地方公共団体等』

『国又は地方公共団体等』とは、次のとおりとする。

・国の機関：国土交通省、農林水産省などの事業省庁
防衛省（旧防衛庁）などのその他の中央省庁

・地方公共団体（地方自治体）：都道府県・市町村（普通地方公共団体）、特別区・一部事務組合・財産区・地方開発事業団等（特別地方公共団体）、公益財団法人名古屋まちづくり公社及び下水道に関する事業を行うことを目的として地方公共団体が設立した財団法人

・公共法人：法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人

・国土交通省令で定める法人：建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に掲げる法人（建設業法施行令第 45 条における「国土交通省令で定める法人」）

２．『受注者』

業務委託における『受注者』とは、発注者（再委託を除く。ただし、特に定めのある場合はこの限りではない。）と直接契約する者をいう。

３．『上水道』

『上水道』とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に規定する水道のうち、簡易水道以外の計画給水人口が 5,000 人を超えるものとする。

４．『工業用水道』

『工業用水道』とは、工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）に規定する工業用水道とする。

５．『流域下水道』、『公共下水道』、『都市下水路』

『流域下水道』、『公共下水道』及び『都市下水路』とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に規定される流域下水道、公共下水道及び都市下水路とする。

６．『浄水場』

『浄水場』とは、水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 3 項に規定する簡易水道事業を除く。）の浄水施設又は工業用水道事業法第 2 条第 3 項に規定する工業用水道の浄水施設をいう。

７．『取水場』

『取水場』とは、水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 3 項に規定する簡易水道事業を除く。）の取水施設及び導水施設又は工業用水道事業法第 2 条第 3 項に規定する工業用水道の取水施設及び導水施設をいう。

８．『配水場』

『配水場』とは、水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 3 項に規定する簡易水道事業を除く。）の配水施設又は工業用水道事業法第 2 条第 3 項に規定する工業用水道の配水施設をいう。

９．『終末処理場』

『終末処理場』とは、下水道法第 2 条に規定する下水道（同条第 3 号に規定する公共下水道又は第 4 号に規定する流域下水道の要件に該当するものに限る。）の終末処理場をいう。

10.『ポンプ場』

『ポンプ場』とは、水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 3 項に規定する簡易水道事業を除く。）の水道施設に属するポンプ場、工業用水道事業法第 2 条第 3 項に規定する工業用水道の工業用水道施設に属するポンプ場、下水道法第 2 条に規定する下水道に属するポンプ場又は河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設又は河川法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物の揚水機場若しくは排水機場をいう。ただし、水中ポンプのみによるポンプ場は除く。

11.『汚泥処理施設』

『汚泥処理施設』とは、下水道法第 2 条に規定する下水道（同条第 3 号に規定する公共下水道又は第 4 号に規定する流域下水道の要件に該当するものに限る。）の終末処理場に属する汚泥を処理する施設をいう。

12.『雨水調整池』

『雨水調整池』とは、下水道法第 2 条に規定する下水道（同条第 3 号に規定する公共下水道、第 4 号に規定する流域下水道又は第 5 号に規定する都市下水路の要件に該当するものに限る。）に属する施設で、下流の河川や水路の流下能力に見合うよう雨水の一部を一時貯留（ピークカット）し、流出量を抑制する施設をいう。

13.『雨水滞水池』

『雨水滞水池』とは、下水道法第 2 条に規定する下水道（同条第 3 号に規定する公共下水道又は第 4 号に規定する流域下水道の要件に該当するものに限る。）に属する施設で、初期降雨を一時的に貯留し、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷量を減少させるための施設をいう。

14.『呼び径』、『内径』

『呼び径』又は『内径』は、円形の本管（各家庭に接続する給水管及び取付管、仮設的（一時的）に使用する管などを除く。）における仕上りの呼び径又は内径とする。矩形等（仮設的（一時的）に使用する管などを除く。）は、短辺寸法が入札公告の条件を満足すること。

15.『開削工法による管路布設工事』

『開削工法による管路布設工事』とは、地表面から掘り下げ、所定の位置に鉄筋コンクリート管等の二次製品、ダクタイル鋳鉄管等の既製品の管路を布設した後、その上部を埋め戻し、地表面を復旧する工事をいう。ただし、仮設管路布設工事を除く。

16. 土留工法に関する工法等については、次のとおりとする。

ア)「鋼矢板工法」とは、掘削前に鋼矢板（Ⅲ型以上で、軽量鋼矢板は除く。）の継手をかみ合わせながら圧入又は打ち込み連続した土留壁を構築し、掘削時の土砂の崩壊等を防止する土留工法をいう。

イ)「低振動・低騒音工法」とは、低振動型又は低騒音型建設機械により鋼矢板を打設する工法をいう。なお、無振動工法も可とする。

ウ)「H鋼横矢板工法（親杭横矢板工法)」とは、掘削前にH鋼（H-300 以上）などの親杭を圧入又は打ち込み、掘削とともに横矢板（土留板）を挿入し土留壁を構築する土留工法をいう。

エ)「ソイルミキシング連続地中壁工法」とは、掘削前に現地盤とセメントミルク等（固化液）を混合・撹拌して混合した柱列体又は壁体に形鋼材の芯材を挿入して地中に連続した土留壁を構築し、掘削時の土砂の崩壊等を防止する土留工法をいう。

オ)「連続地中壁工法」とは、掘削前に安定液を使用して掘削した壁状の溝の中に、鉄筋かごを建て込み、現場打ちコンクリートで構築する連続した土留壁を構築し、掘削時の土砂の崩壊等を防止する土留工法をいう。

17.『小口径推進工事』

『小口径推進工事』とは、呼び径 150～700 ㎜の小口径推進管又は誘導管の先端に先導体を取付け、立坑等から遠隔操作等により掘削、排土あるいは圧入し管路を布設する推進工法による工事をいう。

18.『密閉型推進工事』

『密閉型推進工事』とは、呼び径 800 ㎜以上（中大口径管）の推進管の先端に泥水式、土圧式、泥濃式など密閉型の掘進機（先導体）を取付け、立坑等からの操作により掘削、排土をしながら管路を布設する推進工法による工事をいう。

19.『密閉型シールド工事』

『密閉型シールド工事』とは、泥水式、土圧式など密閉型のシールドを地中に推進させ、坑壁をシールド外殻及びセグメント（1 次覆工）により保持し土砂の崩壊を防ぎながらトンネルを構築する工法による※工事である。

※　特殊な断面形状（複円形、楕円形など）のシールド工事の場合は、短辺寸法が入札公告の条件を満足すること。

20.『管更生工法』

『管更生工法』とは、開削を行うことなく、既設の下水道管路等の内面に新たな管路を形成して管路の改築又は補修を行うための工法をいう。

21.『鉄筋コンクリート造の地下土木構造物工事』

『鉄筋コンクリート造の地下土木構造物工事』とは、鉄筋コンクリート（主たる部材は複鉄筋に限る。また、二次製品の使用したものを除く。）造で、構造物の全部又は一部（構造物の 1.5m以上）が地下にある土木構造物を築造する工事をいう。

22.『コンクリート防食被覆工事』

『コンクリート防食被覆工事』とは、硫酸によるコンクリート腐食・劣化を防止するためコンクリート表面に防食性を有する被覆層を形成する防食被覆工法（塗布型ライニング工法又はシートライニング工法）による工事をいう。

23.『耐食性軽量蓋設置工事』

『耐食性軽量蓋設置工事』とは、下水処理場の処理施設等腐食性環境下※にある開口部に設置するもので、ガラス繊維強化プラスチック、アルミニウム合金、ガラス長繊維強化プラスチック発砲体又はこれらと同等以上の耐食性能及び強度を有する軽量蓋を設置する工事をいう。

※　下水処理場の処理施設等腐食性環境下とは、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制及び防食被覆技術マニュアル」（日本下水道事業団：Ｈ２４年４月発行）に示された、腐食環境分類及び処理場における腐食環境の分類例の施設の種類をいう。

24.『ＰＩＰ工事』

『ＰＩＰ工事』とは、既設管路あるいは新設のさや管の管内にダクタイル鋳鉄管あるいは鋼管等を挿入新設する工事をいう。

25.『凍結工法』

『凍結工法』とは、地中に埋設した凍結管内に冷媒を循環させ、地盤を凍結固化し凍土壁を造成する地盤改良工法をいう。

26.『坑口防護工事』

『坑口防護工事』とは、推進・シールド工事等の非開削工事において、発進・到達箇所における地盤改良を目的として行う工事をいう。

27.『建築工事等』

『建築工事等』とは、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事及び昇降機設備工事等をいう。

28.『建築設備』

『建築設備』とは、建築機械設備、建築電気設備及び昇降機設備等をいう。

29.『改修工事』

建築工事における『改修工事』とは、建築物の模様替え及び修繕に係る建築工事をいう。

30.『耐震改修工事』

『耐震改修工事』とは、耐震壁、鉄骨ブレース又はＰＣフレームを追加設置する建築工事をいう。

31.『住宅』

『住宅』とは、延べ面積の２分の１以上を居住の用に供するものをいう。

32.『建築物（付帯施設)』

『建築物（付帯施設)』とは、建築物に付随する外構、内外装をいう。

33.『延べ面積』

『延べ面積』は、原則として一棟の面積とする。ただし、同一発注、同時施工の工事実績（業務委託の場合は同一発注、同時履行の業務実績）に限り、複数棟の面積の合算でも可とする。

34.『複合構造物』

『複合構造物』とは、水槽等の土木構造物の上部あるいは横に建築物を設ける構造物や、建築物の一部に水槽等の土木構造物を有する複合的な用途の構造物をいう。

35.『建築電気設備』

『建築電気設備』とは、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）における、電灯設備、動力設備等をいう。

36.『建具工事』

『建具工事』とは、工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事をいう。

37.『設置工事』

機械設備工事及び電気設備工事における『設置工事』とは、対象設備又は対象機器の新設工事、増設工事及び更新工事をいう（補修工事は除く。)。

38.『工場持込整備工事』

電動機の『工場持込整備工事』とは、電動機をポンプ、ブロワ等の被駆動機から取り外して工場へ持ち込み、巻線替え等の整備をした後に、被駆動機との芯出しを行い据付する工事をいう。

39.『補修工事』

機械設備工事及び電気設備工事における『補修工事』とは、機器の一部の取替等を行い、もとの状態に修復する工事、又は元の状態以上に修復する工事をいう。補修工事の中には、修理を含む。

40.『盤内整備工事』

『盤内整備工事』とは、下記①又は②の工事をいう。

①盤を更新せず、機能の追加・削除や制御・表示の変更等を行う工事等。

②盤を更新せず、盤内の主要な機器（ＰＬＣ、ＶＶＶＦ等の本体）又は主要な基板等の更新又は取替を行う工事等。

41.『汚泥焼却設備』

『汚泥焼却設備』とは、脱水ケーキ貯留設備より後段の設備で、煙突までの設備をいう。(脱水ケーキ貯留設備及び煙突は含む。)

（例：搬送設備、焼却炉、熱交換器、集塵装置、排煙処理塔、流動ブロワ等）

42.『脱水設備』

『脱水設備』とは、濃縮汚泥貯留槽（濃縮させた汚泥を貯留させる槽を指す。）より後段の設備で、脱水ケーキ貯留設備の前段までの設備をいう。(濃縮汚泥貯留槽、脱水ケーキ貯留設備は含まない。)

（例：脱水用汚泥供給ポンプ、脱水機、脱水用薬品設備、搬送設備等）

43.『濃縮設備』

『濃縮設備』とは、濃縮設備における撹拌貯留槽（濃縮させる前の汚泥を貯留させる槽を指す。）より後段の設備で濃縮汚泥貯留槽（濃縮させた汚泥を貯留させる槽を指す。）までの設備をいう。(撹拌貯留槽及び濃縮汚泥貯留槽は含む。)

（例：汚泥貯留攪拌機、汚泥破砕機、濃縮用汚泥供給ポンプ、濃縮機、濃縮用薬品設備）

44.『水処理設備』

『水処理設備』とは、汚泥かき寄せ機、スカム除去設備、反応タンク設備、散気設備、消毒設備、薬品注入設備、高度処理設備、凝集沈澱池設備、ろ過池設備等をいう。

45.『凝集沈澱池設備』

『凝集沈澱池設備』とは、凝集剤の混和、フロック形成に必要な攪拌機、沈澱したフロックの排出に必要な排泥設備をいう。

46.『自動除塵機』

『自動除塵機』とは、モータ等の動力を有し、タイマー、センサー、スイッチ等によって動作するものをいう。

47.『揚水量』

『揚水量』とは契約で協定した仕様点（規定点）におけるポンプの吐出量をいう。

48.『特殊消火設備』

『特殊消火設備』とは、建物などに固定されている消火設備で消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 13 条に規定される水噴霧消火設備等（水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備）をいう。ただし、移動式消火設備は除く。

49.『空気調和設備』

『空気調和設備』とは、温度・湿度などの室内環境を調整するための建築設備で、冷暖房設備をいう。

50.『換気設備』

『換気設備』とは、空気清浄度などの室内環境を調整するための建築設備で、送排風機設備をいう。ただし、ダクトがつながっていない送排風機設備は除く。

51.『受電電圧種別』

『受電電圧種別』とは、特別高圧、高圧及び低圧であり、電圧区分は電気設備に関する技術的基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 2 条による。

52. 電気設備工事における施工実績で求める「受変電設備、自家発電設備、特殊電源設備、運転操作設備、監視制御設備、遠方監視制御設備又は計装設備」について

例　受　変　電　設　備：受電盤から変圧器盤を含むもの。

自 家 発 電 設 備：発電装置、発電機盤、自動始動盤などを含むもの。ただし、空気槽、燃料タンク、始動用蓄電池などの補機類は除く。

特 殊 電 源 設 備：整流器盤、ＵＰＳ、蓄電池などを含むもの。

運 転 操 作 設 備：コントロールセンタ、補助継電器盤、現場操作盤など運転操作における電気的ループが成立するもの。

監 視 制 御 設 備：コントローラ盤、中央監視制御盤など中央監視制御における電気的ループが成立するもの。

遠方監視制御設備：遠方に設置された施設及び設備機器を、制御所から遠方監視及び制御するもの。

計　装　設　備：計測機器、計装盤等の指示計、警報設定器などによる計装ループが成立するもの。ここで計測機器とは、水位、圧力、流量、濃度等を計測し、その計測値を電気信号等にて計装盤等へ外部出力する機器をいう。

これらの設備を施工実績で求める場合は、対象設備の全部又は一部の機器の施工実績とする。ただし、設置工事においては、付帯する器具等の単体の施工実績は含まない。

53.『構内情報通信網装置』

『構内情報通信網装置』とは、スイッチ・ルータ等の機能を有する機器、単独又は複数のインターフェイス等により構成し、端末との接続又は構内情報通信網装置を相互に接続するものをいう。

54.『広域イーサネット』

『広域イーサネット』とは、プロトコルにイーサネットを用いて、地理的に離れた施設等の LAN 間などを接続するものをいう。

55.『LAN』

『LAN』とは、同一施設、同一敷地内等にある端末を接続する通信ネットワークをいう。

56.『中央処理装置』

『中央処理装置』とは、CPU（Central Processing Unit）と同意語で、主記憶装置、演算装置及び制御装置などから構成され、命令を解読し、実行する計算機の重要な構成部品をいう。

57.『プログラマブル・ロジック・コントローラ（ＰＬＣ)』

『プログラマブル・ロジック・コントローラ（ＰＬＣ)』とは、あらかじめ定められた順序に従って制御の各段階を逐次進めていく制御で、ロジック化した装置をいう。

58.『速度制御装置』

『速度制御装置』とは、ポンプ吐出量等を制御する目的で、電動機等の動力源又は力伝達装置で回転速度を変える制御装置をいう。

59.『遠方監視制御装置』

業務委託における『遠方監視制御装置』とは、遠方に設置された施設及び設備機器を、制御所から遠方監視及び制御によって監視制御する装置をいう。

60.『遠方監視装置』

『遠方監視装置』とは、遠方に設置された施設及び設備機器を、他所で監視する装置をいう。

61.『保守点検業務』

『保守点検業務』とは、年間を通して設備の保守管理を行うもので、定期又は不定期に設備の運転状況を点検調査し、契約の範囲内で事故に対処するものをいう。

62.『耐震診断業務』

『耐震診断業務』とは、資料収集・整理、原設計条件の整理、現地調査、耐震診断及び耐震補強対策の検討を行う業務をいう。

63.『流出解析モデル』

『流出解析モデル』とは、雨水流出量や河川等の水位および氾濫現象を解析するソフトウェアをいう。

64.『内水』

『内水』とは、陸地部に降った雨及びそれらが下水道や排水路等で流しきれずにあふれた水のことをいう。

65.『氾濫』

『氾濫』とは、河川や下水道等の能力を超える降雨等により、河川や下水道等から水があふれ出ることをいう。

66.『解析』

『解析』とは、流出解析モデルを用いて、河川・下水道・地表面等を流れる水の変動を予測することをいう。

67.『モデル化』

『モデル化』とは、流出解析モデルを用いて解析できるように、河川・下水道・地表面等を形式化・データ化することをいう。

68.『樹木剪定』

『樹木剪定』とは、緑地等の維持管理における樹木、玉物、生垣の剪定、刈込みの業務をいう。

69.『除草』

『除草』とは、緑地等の維持管理における草刈り、抜取りの業務をいう。また、芝刈りも同様な業務とみなして除草に含むものとする。

70.『ネットワーク管』

『ネットワーク管』とは、終末処理場やポンプ場の改築時や被災時における機能の確保や補完に備え、あらかじめ近接する終末処理場やポンプ場間を接続する管きょをいう。

71. **『総合点数』**

『総合点数』とは、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（Ｐ）を指す。

上　下　水　道　局

入　札　説　明　書

（様式第２～第４記入例）

名古屋市上下水道局

目　　次

１　様式第２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）土木工事：管（管きょ）工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）土木工事：土木構造物工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）建築工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（４）建築機械設備工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（５）水・汚泥処理設備設備工事　機械設備工事・・・・・・・・・・・・・・５
（６）建築電気設備工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（７）電気工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（８）電気通信工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（９）消防施設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　様式第３・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３　様式第４・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）単独用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）単独用(その２)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（３）単独用(その３)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（４）特定建設工事共同企業体用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工　事　名 （コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	上水道、工業用水道、公共下水道　等
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）
	工　期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元	管　径	開削工事　：呼び径（内径）○○㎜～○○㎜ 小口径推進工事　：呼び径（内径）○○㎜～○○㎜ 密閉型推進工事　：呼び径（内径）○○㎜～○○㎜ 密閉型シールド工事　：セグメント外径○○㎜～○○㎜ 管更生工事　：既設管呼び径（内径）○○㎜～○○㎜
	延　長	呼び径（内径）○○㎜　－　○○○ｍ 呼び径（内径）○○㎜　－　○○○ｍ 合　計　○○○ｍ } 管径ごとの延長
	工法名	土留め　：木矢板工、鋼矢板工等 小口径推進　：泥水等 密閉型推進　：泥水、土圧等 密閉型シールド　：泥水、土圧等 管更生　：　○○工法
	その他	その他条件に定めた内容を記載する

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工　事　名 （コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	浄水場、配水池、下水処理場、ポンプ所等
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）
	工　期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元	施設名称 施設規模	○○浄水場配水池　　配水池容量○○○m^3 ○○下水処理場反応槽　　反応槽容量○○○m^3
	掘削工 鉄筋工 コンクリート工	掘削量　　○○○m^3 鉄筋量　　○○○ t コンクリート量　○○○m^3
	土留め	鋼矢板、ソイルセメント連続壁等
	その他	その他条件に定めた内容を記載する

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工　事　名 （コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	建築工事、建築物の新築、改築、改修工事
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）
	工　　期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元	施設名称	○○浄水場設備棟 ○○処理場管理棟
	構　　造	鉄筋コンクリート造　地下○階地上○階建 鉄骨造○階建
	延べ面積	○，○○○m^2
	そ　の　他	その他条件に定めた内容を記載する

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工　事　名 （コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	浄水場、下水処理場、市役所、学校等
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）
	工　　期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元	建物名称	○○管理事務所
	延べ面積	○,○○○m^2 (空調面積 ○,○○○m^2　建築機械設備工事にて記入が必要な場合)
	構　　造	鉄筋造、鉄筋コンクリート造等
	そ　の　他	○○設備の設置工事等 その他条件に定めた内容を記載する

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工事名 (コリンズ登録番号)	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）		
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する		
	施設区分	取水場、浄水場、配水場、流域下水道の終末処理場、公共下水道のポンプ所等		
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内		
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）		
	工期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）		
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する		
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）		
工事諸元	施設名称	（例１） ○○浄水場	（例２） ○○配水場	（例３） ○○終末処理場
	施設能力	○○,○○○m^3／日	○○,○○○m^3／日	○○,○○○m^3／日
	設備仕様	凝集剤注入設備 ・注入機○○○／H ×○台 ・貯蔵槽○○m^3 ×○槽	配水ポンプ ○○m^3×○○m ×○○kW×○台	汚水除塵機（ﾁｪﾝ式） ・水路幅○○○mm ×水路深○○○mm ・かき揚げ能力○○m^3／H ×○○kW×○基
	その他	上記設備の設置工事、上記設備の補修工事等 その他条件に定めた内容を記載する		

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工　事　名 （コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	浄水場、下水処理場、市役所、学校等
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）
	工　　期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元	建物名称	○○管理事務所
	延べ面積	○,○○○m^2
	電気設備 工種区分	電灯設備 動力設備等
	その他	その他条件に定めた内容を記載する

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工　事　名 (コリンズ登録番号)	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	取水場、浄水場、配水場、流域下水道の終末処理場、公共下水道のポンプ所等
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）
	工　期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元	施設名称	○○浄水場 ○○終末処理場
	施設能力	受電電圧及び○○,○○○m^3/日、○m^3/秒等
	電気設備 工種区分	受変電設備 運転操作設備 監視制御設備 自家発電設備　等
	そ　の　他	その他条件に定めた内容を記載する

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工　事　名 （コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	流域下水道の管きょ、公共下水道の管きょなど
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）
	工　期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元	布設延長	下水道用光ファイバーケーブル管きょ内布設延長○○km
	布設工法	サドル布設工法、ロボット布設工法、引き流し布設工法等の区分を記載
	その他	その他条件に定めた内容を記載する

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第２

工　事　の　施　工　実　績

工事名　　○○○○○○○○○○○○○○○○○工事（入札公告に記載の工事名）

商号又は名称　　（会社名を記載）

工事内容	工　事　名 （コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	浄水場、下水処理場、市役所、学校等の新設、改築等
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み） （最終金額を記載）
	工　期	年　月　日～　　年　月　日 （最終工期を記載）
	受注形態	元請、下請の別を記載する。 消防設備単独、建築工事等と合体工事等を記載 「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元	建物名称	○○管理事務所
	消防設備の種類	ハロゲン設備、泡消火設備等を記入
	構　造	鉄筋コンクリート等
	そ　の　他	その他条件に定めた内容を記載する

（注）募集条件に適合している代表的な施工実績を１件記載する。

様式第３

工事成績評定点の平均・経営事項審査

工事成績評定点の平均

申　請　業　種	□水道工事　□配水管布設工事 □下水道工事　□建築工事 □電気工事　□計装設備工事 □管工事　□機械設備工事 □水・汚泥処理設備工事 ☑その他（　受変電工事　）
過去２年間の工事件数 及び工事成績評定点の平均	□なし又は１件 ☑２件以上 ☑65 点以上 □65 点未満

注（１）過去２年間（入札公告に示す期間）に完成、引渡しがなされた当局発注工事の合計件数（単価契約については工期を通じて１件とします。）について、「なし又は１件」「２件以上」のいずれかにチェックをしてください。「２件以上」の場合はそれらの工事の成績評定点の平均（小数点第二位以下を切り捨て、小数点第一位までの数値が 65 点以上又は 65 点未満）のいずれかにチェックしてください

（２）対象となる工事は、入札対象の工事と同一の申請業種の工事です。

経営事項審査

経営事項審査	審査基準日	令和○○年○○月○○日
	建設工事の種類	□土木一式　□建築一式 ☑電気　□管 □機械器具設置　□水道施設 □その他（　）
	総合評定値（Ｐ）	○○○

注（１）入札公告の競争入札参加資格に示す申請業種に対応する建設業の経営事項審査について、当該審査の審査基準日及びその総合評定値（Ｐ）を記載し、該当する建設工事の種類にチェックしてください。

様式第４（単独用）

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 等

工事名

商号又は名称

主任技術者又は監理技術者の区分	主任技術者又は監理技術者を記載
氏　　名	○○　○○
法令による免許等	一級土木施工管理技士 監理技術者資格証　　等を記載 10 年間の実務経験
施工予定の工法	『オールライナーZ 工法』等の工法名 **（本工事で施工する工法名を求める場合に記載）**
従事工事の有無	有（１件，検査予定日:令和○年○月○日）　・　無

注　（１）契約工期を通し１人の技術者を配置する場合に使用してください。
（２）施工予定の工法は、競争入札参加資格において、本件工事で施工する工法を求める場合に記入してください。
（３）開札日時点で従事している工事がある場合は、工事の件数及び検査予定日（決まっている場合）を記入してください。

様式第４（単独用その２）

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 等

（配置予定技術者に**施工実績**を求める場合に使用）

工事名

商号又は名称

主任技術者又は監理技術者の区分		主任技術者又は監理技術者を記入
氏　　名		○○　○○
法令による免許等		一級土木施工管理技士 監理技術者資格証　　等を記載 10 年間の実務経験
従事工事の有無		有（１件，検査予定日:令和○年○月○日）　・　無
工事内容	工事名（コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	配水管路　公共下水道等
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内 ○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み）（最終金額を記載）
	工期	年　月　日～　　年　月　日（最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	従事役職	現場代理人、監理技術者等を記載
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元		開削工事　　：呼び径（内径）○○㎜～○○㎜ 密閉型推進工事　：呼び径（内径）○○㎜～○○㎜ 密閉型シールド工事　：セグメント外径○○㎜～○○㎜ 管更生工事　　：既設管呼び径（内径）○○㎜～○○㎜
		呼び径（内径）○○㎜　－　○○○m 呼び径（内径）○○㎜　－　○○○m　} 管径ごとの延長 合　　計　　○○○m
		土留め　　：木矢板工、鋼矢板工等 小口径推進　：泥水等 密閉型推進　：泥水、土圧等 密閉型シールド　：泥水、土圧等 管更生　：　○○工法
		その他条件に定めた内容を記載する

注　（１）契約工期を通し１人の技術者を配置し、競争入札参加資格において配置予定技術者に施工実績を求める場合に使用してください。

（２）工事内容・工事諸元は、必要な事項を記入してください。

（３）開札日時点で従事している工事がある場合は、工事の件数及び検査予定日（決まっている場合）を記入してください。

様式第４（単独用その３）

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 等

工事名

商号又は名称

工　場　製　作　期　間	
主任技術者又は監理技術者の区分	工場製作期間における主任技術者又は監理技術者を記入
氏　　名	○○　○○
法令による免許等	監理技術者資格証、1級電気工事施工管理技士 10年間の実務経験　　等を記載

工　事　現　場　稼　働　期　間	
主任技術者又は監理技術者の区分	工事現場稼働期間における主任技術者又は監理技術者を記入
氏　　名	○○　○○
法令による免許等	監理技術者資格証、1級電気工事施工管理技士 10年間の実務経験　　等を記載
現場着手予定時期	令和○年○月頃

以下の項目は、競争入札参加資格において配置予定技術者に施工実績を求める場合に記入してください。

工事内容	工事名 （コリンズ登録番号）	工事名を記載する （○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	取水場、浄水場、配水場、ポンプ場、終末処理場　等
	施工場所	○○県○○市○○町○丁目○－○
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み）（最終金額を記載）
	工期	年　月　日～　　年　月　日（最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	従事役職	現場代理人、監理技術者等を記載
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元		様式第２の該当工事参照

注（１）契約工期のうち工場製作期間及び工事現場稼働期間で別々に技術者を配置する場合に使用してください。

（２）工事現場稼働期間の技術者欄の工事内容・工事諸元は、必要な場合のみ記入してください。

様式第４（特定建設工事共同企業体用）

配置予定技術者の資格等

工事名

特定建設工事共同企業体名称

代表構成員		監理技術者
氏名		○○　○○
法令による免許等		一級土木施工管理技士、監理技術者資格証　等を記載
従事工事の有無		有（　　件，検査予定日:　　）　・　無
以下の項目は、競争入札参加資格において配置予定技術者に施工実績を求める場合に記入してください。		
工事内容	工事名（コリンズ登録番号）	工事名を記載する（○○○○○○○○－○○○○－○○○○○）
	発注機関名	名古屋市上下水道局、○○市、○○事業団等を記載する
	施設区分	配水管路　公共下水道等
	施工場所	名古屋市○○区○○町地内、○○県○○市○○町地内
	契約金額	○○,○○○,○○○円（税込み）（最終金額を記載）
	工期	年　月　日～　　年　月　日（最終工期を記載）
	受注形態	「単独」又は「共同企業体（出資比率　%）」を記載する
	従事役職	現場代理人、監理技術者等を記載
	工事成績評定	○○．○点（名古屋市上下水道局発注工事以外は、記載不要）
工事諸元		密閉型推進工事　：呼び径（内径）○○㎜～○○㎜ 密閉型シールド工事　：セグメント外径○○㎜～○○㎜
		呼び径（内径）○○㎜　－　○○○m 呼び径（内径）○○㎜　－　○○○m 合　計　○○○m } 管径ごとの延長
		土留め　：鋼矢板工、鋼製セグメント等 密閉型推進　：泥水、土圧等 密閉型シールド　：泥水、土圧等

第２構成員	主任技術者
氏名	○○　○○
法令による免許等	一級土木施工管理技士、監理技術者資格証　等を記載
従事工事の有無	有（１件，検査予定日:令和○年○月○日）　・　無

第３構成員	主任技術者
氏名	○○　○○
法令による免許等	一級土木施工管理技士、監理技術者資格証　等を記載
従事工事の有無	有（１件，検査予定日:令和○年○月○日）　・　無

注（１）特定建設工事共同企業体が２者の場合は、代表構成員欄･第２構成員欄のみの記入としてください。

（２）工事内容・工事諸元は、必要な事項を記入してください。

（３）開札日時点で従事している工事がある場合は、工事の件数及び検査予定日を記入してください。